

公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度（下請セーフティネット債務保証事業）に係る債権譲渡の承諾についての一部改正に係る新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1 債権譲渡の承諾について</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 譲渡債権の範囲</p> <p>譲渡される工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合には、契約書別記第31条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。</p> <p>ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、契約書別記第46条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の甲の請求権に基づく金額を控除した額とする。</p> <p>なお、事業協同組合等と受注者の間の債権譲渡契約において、請負代金額に増減が生じた場合には受注者が事業協同組合等に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知しなければならない旨を定めるものとする。</p> <p>4～7 [略]</p> <p>8 債権譲渡承諾書交付までの日数等</p> <p>(1) 債権譲渡承諾書交付までの日数</p> <p>発注者は、(3)の場合を除き、受注者から債権譲渡の承諾の申請書類を受理した日から1週間(末日が県の休日に当たるときは、「岩手県の休日に関する条例」(平成元年条例第1号)第2条に定める取扱いとする。以下「交付期限」という。)以内に承諾するものとする。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>9 [略]</p> <p>第2 債権譲渡の承諾に係る事務取扱い</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 債権譲渡の承諾の決裁処理手順等</p> <p>(1) 申請書類等受理担当課は以下のとおりとする。</p> <p>ア 申請に係る請負契約の契約担当者(会計規則(平成4年規則第21号)第2条第10号に規定する者をいう。以下同じ。)が知事である工事 工事を所管する本庁各課等(以下、「本庁工事所管課等」という。)</p> <p>イ 申請に係る請負契約の契約担当者が地方公所(予算規則(昭和39年規則第12号)第2条第2号に規定する地方公所をいう。以下同じ。)の長である工事 工事を所管する地方公所(広域振興局にあつては各部、室及び所(岩手県知事部局行政組織規則(平成13年規則第46号)第19条に規定する部、室及び所をいう。))</p> <p>(2) [略]</p> <p>8～12 [略]</p> <p>附 則(平成15年3月13日付け総務第1256号) この取扱いは、平成15年3月13日から適用する。</p> <p>附 則(平成20年11月20日付け総務第769号) 改正後の取扱いは、平成20年11月20日から適用する。</p> <p>附 則(平成22年3月18日付け総務第1213号) 改正後の取扱いは、平成22年4月1日から適用する。</p> <p>附 則(平成23年3月25日付け総務第428号) 改正後の取扱いは、平成23年4月1日から適用する。</p> <p style="text-align: right;">(様式第1号)</p> <p style="text-align: center;"><b>債権譲渡承諾依頼書</b></p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>(発注者) _____ 様</p> <p style="text-align: right;">受注者 (譲渡人)(甲)住所 氏名</p> <p style="text-align: right;">実印</p>	<p>第1 債権譲渡の承諾について</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 譲渡債権の範囲</p> <p>譲渡される工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合には、契約書別記第31条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。</p> <p>ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、契約書別記第49条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の甲の請求権に基づく金額を控除した額とする。</p> <p>なお、事業協同組合等と受注者の間の債権譲渡契約において、請負代金額に増減が生じた場合には受注者が事業協同組合等に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知しなければならない旨を定めるものとする。</p> <p>4～7 [略]</p> <p>8 債権譲渡承諾書交付までの日数等</p> <p>(1) 債権譲渡承諾書交付までの日数</p> <p>発注者は、(3)の場合を除き、受注者から債権譲渡の承諾の申請書類を受理した日から1週間(末日が県の休日に当たるときは、「岩手県の休日に関する条例」(平成元年岩手県条例第1号)第2条に定める取扱いとする。以下「交付期限」という。)以内に承諾するものとする。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>9 [略]</p> <p>第2 債権譲渡の承諾に係る事務取扱い</p> <p>1～6 [略]</p> <p>7 債権譲渡の承諾の決裁処理手順等</p> <p>(1) 申請書類等受理担当課は以下のとおりとする。</p> <p>ア 申請に係る請負契約の契約担当者(会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第2条第10号に規定する者をいう。以下同じ。)が知事である工事 工事を所管する本庁各課等(以下、「本庁工事所管課等」という。)</p> <p>イ 申請に係る請負契約の契約担当者が地方公所(予算規則(昭和39年岩手県規則第12号)第2条第2号に規定する地方公所をいう。以下同じ。)の長である工事 工事を所管する地方公所(広域振興局にあつては各部、室及び所(岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第46号)第19条に規定する部、室及び所をいう。))</p> <p>(2) [略]</p> <p>8～12 [略]</p> <p>附 則(平成15年3月13日付け総務第1256号) この取扱いは、平成15年3月13日から適用する。</p> <p>附 則(平成20年11月20日付け総務第769号) 改正後の取扱いは、平成20年11月20日から適用する。</p> <p>附 則(平成22年3月18日付け総務第1213号) 改正後の取扱いは、平成22年4月1日から適用する。</p> <p>附 則(平成23年3月25日付け総務第428号) 改正後の取扱いは、平成23年4月1日から適用する。</p> <p style="text-align: right;">(様式第1号)</p> <p style="text-align: center;"><b>債権譲渡承諾依頼書</b></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(発注者) _____ 様</p> <p style="text-align: right;">受注者 (譲渡人)(甲)住所 氏名</p> <p style="text-align: right;">実印</p>

改正前	改正後								
(譲受人) (乙) 住所 氏名  実印	(譲受人) (乙) 住所 氏名  実印								
<p>受注者（以下「甲」という。）が貴殿に対して有する基本契約書（貴殿と甲との間で締結された平成 年 月 日付けの工事請負契約書）に基づく下記の工事請負代金債権を、〔 事業協同組合等 〕（以下「乙」という。）に別添債権譲渡契約書（案）により譲渡することにつき、岩手県営建設工事請負契約書別記（以下「契約書別記」という。）第 5 条第 1 項ただし書に規定する承諾を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>乙においては、「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度（下請セーフティネット債務保証事業）に係る債権譲渡の承諾について」（平成 15 年 3 月 13 日付け総務第 1256 号）に従い、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、甲の下請業者に対する適切な支払の確保を図るものとします。</p> <p>なお、契約書別記第 41 条に規定する<b>瑕疵担保責任</b>は、当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。</p> <p>（工事請負契約締結時に中間前金払を選択した場合） また、甲及び乙は契約書別記第 34 条に規定する中間前金払は、貴殿によるご承諾以降は請求いたしません。</p> <p>（工事請負契約締結時に部分払を選択した場合） また、甲及び乙は契約書別記第 37 条に規定する部分払は、貴殿によるご承諾以降は請求いたしません。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 工 事 名 2 工 事 場 所 3 工 期 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 4 (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による (2) 前払金額 金 円 (3) 既部分払額 金 円 (4) 債権譲渡額 金 円(平成 年 月 日現在見込額) ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による 5 保証人名 (履行保証)</p> <p style="text-align: center;"><b>債 権 譲 渡 承 諾 書</b> 平成 年 月 日 (甲) 様 (乙) 様</p> <p>上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、契約書別記第 5 条第 1 項ただし書の規定により承諾する。</p> <p>なお、本承諾によって契約書別記第 41 条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。</p> <p>（工事請負契約締結時に中間前金払を選択した場合） また、甲及び乙は契約書別記第 34 条に規定する中間前金払は、本承諾以降は請求できないものとする。</p> <p>（工事請負契約締結時に部分払を選択した場合） また、甲及び乙は契約書別記第 37 条に規定する部分払は、本承諾以降は請求できないものとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、契約書別記第 31 条第 2 項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。</p> <p>ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、契約書別記第 46 条第 1 項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。</p> <p>なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書 4 (1) 及び(4)の金額は変更後の金額とする。</p> <p>2 甲及び乙は、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署にて発注者に債権譲渡通知書を提出すること。</p> <p>3 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び甲倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであって、乙が甲に対して有するそれ以外の債権を担保するものではないこと。</p> <p>4 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。</p> <p>5 甲倒産時の下請負人等の保護に関しては、甲及び乙が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。</p> <p style="text-align: center;">(発注者) 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">確定日付印欄</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">承諾番号</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> </td> <td style="width: 50%; text-align: center;">第 一 号</td> </tr> </table>	確定日付印欄	承諾番号		第 一 号	<p>受注者（以下「甲」という。）が貴殿に対して有する基本契約書（貴殿と甲との間で締結された 年 月 日付けの工事請負契約書）に基づく下記の工事請負代金債権を、〔 事業協同組合等 〕（以下「乙」という。）に別添債権譲渡契約書（案）により譲渡することにつき、岩手県営建設工事請負契約書別記（以下「契約書別記」という。）第 5 条第 1 項ただし書に規定する承諾を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>乙においては、「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度（下請セーフティネット債務保証事業）に係る債権譲渡の承諾について」（平成 15 年 3 月 13 日付け総務第 1256 号）に従い、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、甲の下請業者に対する適切な支払の確保を図るものとします。</p> <p>なお、契約書別記第 41 条に規定する<b>契約不適合責任</b>は、当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。</p> <p>（工事請負契約締結時に中間前金払を選択した場合） また、甲及び乙は契約書別記第 34 条に規定する中間前金払は、貴殿によるご承諾以降は請求いたしません。</p> <p>（工事請負契約締結時に部分払を選択した場合） また、甲及び乙は契約書別記第 37 条に規定する部分払は、貴殿によるご承諾以降は請求いたしません。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 工 事 名 2 工 事 場 所 3 工 期 自 年 月 日 至 年 月 日 4 (1) 請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による (2) 前払金額 金 円 (3) 既部分払額 金 円 (4) 債権譲渡額 金 円( 年 月 日現在見込額) ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による 5 保証人名 (履行保証)</p> <p style="text-align: center;"><b>債 権 譲 渡 承 諾 書</b> 年 月 日 (甲) 様 (乙) 様</p> <p>上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、契約書別記第 5 条第 1 項ただし書の規定により承諾する。</p> <p>なお、本承諾によって契約書別記第 41 条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。</p> <p>（工事請負契約締結時に中間前金払を選択した場合） また、甲及び乙は契約書別記第 34 条に規定する中間前金払は、本承諾以降は請求できないものとする。</p> <p>（工事請負契約締結時に部分払を選択した場合） また、甲及び乙は契約書別記第 37 条に規定する部分払は、本承諾以降は請求できないものとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、契約書別記第 31 条第 2 項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。</p> <p>ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、契約書別記第 49 条第 1 項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。</p> <p>なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書 4 (1) 及び(4)の金額は変更後の金額とする。</p> <p>2 甲及び乙は、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署にて発注者に債権譲渡通知書を提出すること。</p> <p>3 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び甲倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであって、乙が甲に対して有するそれ以外の債権を担保するものではないこと。</p> <p>4 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。</p> <p>5 甲倒産時の下請負人等の保護に関しては、甲及び乙が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。</p> <p style="text-align: center;">(発注者) 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">確定日付印欄</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">承諾番号</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"> </td> <td style="width: 50%; text-align: center;">第 一 号</td> </tr> </table>	確定日付印欄	承諾番号		第 一 号
確定日付印欄	承諾番号								
	第 一 号								
確定日付印欄	承諾番号								
	第 一 号								
備 考	改正部分は、下線の部分である。								